油川市民センター基本使用料

◎貸室の使用料

使用場所等			時間貸し使用料(1時間につき)			通し貸し使用料		
		場所等	9:00~13:00		18:00~22:00		13:00~22:00	
<u> </u>			円	円	円	円	円	円
会議室			340	320	500	2, 280	3, 280	4, 290
和風学習室(A)			500	500	760	3, 550	5, 070	6, 580
和風学習室(B)			300	290	420	2, 030	2, 830	3, 710
調理実習室			1, 150	1, 150	1, 700	7, 990	11, 330	14, 750
創作陶芸室			640	640	930	4, 440	6, 260	8, 150
研修講習室			600	580	890	4, 060	5, 830	7, 600
創作活動室			380	380	540	2, 660	3, 700	4, 840
視聴覚室			600	580	890	4, 060	5, 830	7, 600
多目的ホール	貸切使用	スポーツ に使用す る場合	5 4 0	530	800	3, 790	5, 350	6, 990
		スポーツ 以外に使 用する場 合	1, 400	1, 400	2, 070	9, 770	13, 870	18, 050
	個人使用 (1人につき)	小学生	20					
		中学生	4 0					
		高校生	7 0					
		一般(大 学生を含 む。)		100				
	貸切使用		3 4 0	320	500	2, 280	3, 280	4, 290
フィットネスルーム		小学生		20				
	個人使用	中学生		4 0				
		高校生		7 0				
	(1人につき)	一般(大 学生を含 む。)	100					
トレーニングルーム	個人使用	高校生	7 0					
	(1人につき)	一般(大 学生を含 む。)		100				

《備考》

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額(以下「割増使用料」という。)とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として 11 月から 4 月まで)の使用料は、規定使用料又は割増使用料の 3 割増しの額とする。
- 3 創作陶芸室の焼窯を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- 4 団体とは、20人以上で構成する責任者の引率する集団をいう。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。